

こんな お困り事

ありませんか？



急な転勤命令 を出されて…

家族の都合で応じられないと話しても聞いてもらえない。

損害賠償を請求され…

仕事中に会社の機械を壊してしまい、修理費を請求されているが全額は払えない。

突然の解雇で…

会社に解雇理由の説明を求めたが納得がいかない。これからの生活もあるのに…

従業員に拒否されて…

従業員に配置転換を命じたが応じてくれない。話し合ったが理由もなく拒否されている。

解雇予告手当 の請求で…

自主退社したと思っていた従業員から「解雇だから予告手当を請求したい」と言われ話し合ったが解決していない。

まずは私たちに
ご相談ください！

ご利用は
無料

秘密
厳守

相談や申請、制度のご利用は
全て無料!秘密厳守で行います
ので安心してご相談ください。
※面接相談は、事前の電話予約を
お願いします。

お問い合わせ

☎0952-25-7242

受付時間 / 8:30 ~ 17:15 [土日祝は休み]

FAX: 0952-25-7324 ✉ roudoui@pref.saga.lg.jp

〒840-8570 佐賀市城内一丁目6番5号佐賀県庁 南館3階



- あっせんは**法的拘束力のない任意参加の制度**であり、**労使双方の「歩み寄り」**によって紛争の解決を図る制度です。
- 佐賀県労働委員会のあっせんをご利用できるのは下記の方です。
 - ・ 県内の事業所に勤務している労働者(または勤務していた労働者)
 - ・ 県内の事業所の事業主
- 紛争の原因となった行為があった日から**6ヶ月を経過した紛争**については原則として**あっせんは行われません**。
- 次のような紛争はあっせんの対象にはなりません。
 - ・ 労働条件その他労働関係に関する事項以外の紛争
 - ・ 裁判において判決が確定した紛争、または係争中の紛争
 - ・ 労働局長の助言、指導、勧告が行われている紛争、または労働局にあっせん申請中、または成立した紛争
 - ・ 労働基準監督署による指導が行われた紛争、または行われている紛争

詳しくは、佐賀県HPをご覧ください。

佐賀県労働委員会

検索



佐賀県労働委員会
TSUNAGU

佐賀県



佐賀県労働委員会
TSUNAGU



佐賀県労働委員会
TSUNAGU

労使のもつれを ほどいて結ぶ

佐賀県労働委員会「TSUNAGU(つなぐ)」は、
労使紛争解決のお手伝いをする県の行政委員会です。

解雇、セクハラ・パワハラ、残業代未払いなど、
労使間のトラブルのことなら私たちにご相談ください。

労働委員会って？

労働問題について専門知識や経験を持つ、公益・労働者・使用者という3つの立場を代表する委員から構成され、労使紛争の解決を支援する専門機関です。

労働委員会

公益
委員

弁護士、
大学教授など

労働者
委員

労働組合
役員など

使用者
委員

企業の経営者、
使用者団体役員など

労働委員会事務局

話し合いでも解決できない紛争状態のときに

個別労働関係紛争あっせん制度

個別労働関係紛争とは？

労働者個人と使用者（会社や団体等の事業主）との間に生じた、**労働条件その他労働関係に関する紛争**（例：解雇、セクハラ・パワハラ、残業代未払いなど）のことです。

あっせんとは？

労働者と使用者との間にあっせん員が入り、双方の話を聞いて、**労使双方が互いに和解できるようにお手伝い**をすることです。

話し合い

問題解決を図る**任意の制度**で、裁判のように法的に判断し、命令する制度ではありません。

三者の委員が解決のお手伝いをします！



あっせん員は、労働委員会の委員の中から、**公益・労働者・使用者を代表する委員各1名（計3名）**が選ばれ、あっせんを行います。

よくある質問

Q どんな事例が解決されていますか？

解雇や雇い止め、退職金についての紛争解決の事例が多いですが、職場環境の改善を求めて解決した事例もあります。

Q 誰でも利用できますか？ また費用はかかりますか？

県内の事業所に勤務する労働者（正社員・パート等）や事業主の方なら誰でも無料で相談・利用ができます。

Q 解決までの期間はどれくらいですか？

申請書の提出から約40日で、ほとんど1回のあっせんで終了しています。

Q 他人に知られたくないのですが…

秘密厳守しますので安心してご相談ください。

無料、迅速、簡単な手続き！

簡単
5
ステップ

STEP
1

労働委員会事務局に申請書を提出し、
職員に事情をお話してください。



申請書の書き方が分からない場合は事務局職員が丁寧に
ご説明します。

STEP
2

事務局職員が内容確認のため、相手方
にお話を聞きます。相手方があっせんに
応じる場合、あっせん開催日を調整します。



申請書の写しを相手方にも交付します。

STEP
3

あっせん開催日に
あっせんにご参加ください。



開催日は事務局からお知らせします。あっせんは**非公開**
で行われ、所要時間は**3時間程度**です。

STEP
4

あっせん員に対し、ご自分の考え等を
伝えてください。



あっせん員には労使双方の事情を事務局職員が事前に説
明しています。あっせん員が双方から別々に考えをお聴き
し、**双方の意見を取り持ちます**。解決内容を記した「あっ
せん案(合意文書案)」を提示することもあります。

労働者側



使用者側



労働者と使用者が同席しないであっせんを行いますので
相手方と顔を合わせることはありません

STEP
5

両当事者が合意できれば解決です。



合意はできないがもう少し考えたいなど、解決の見込みが
あればあっせんは継続となり、次の開催日が決定されます。
まったく合意ができない場合は、手続きは終了(あっせんの
打ち切り)となります。